

# 公益法人制度における法人事業税・都民税及び特別法人事業税（地方法人特別税）の取扱いについて

平成 20 年 12 月 1 日より、従来の社団法人・財団法人及び中間法人は廃止され、登記だけで設立できる一般社団法人・一般財団法人と、公益性が認定された公益社団法人・公益財団法人が創設されました。

法人事業税・都民税及び特別法人事業税（地方法人特別税）の取扱いは、以下のとおりです。

## ◆法人事業税・都民税及び特別法人事業税（地方法人特別税）の課税について

区分		法人事業税及び特別法人事業税（地方法人特別税）	法人都民税	
			法人税割	均等割
公益社団法人 公益財団法人		収益事業により生じた所得に課税 ・公益目的事業は収益事業から除外	収益事業に係る法人税額に課税 ・公益目的事業は収益事業から除外	最低税率 （都 2万円 市町村 5万円） ・博物館の設置・学術研究を目的とする法人が、収益事業を行わない場合は非課税
一般社団法人 一般財団法人	非営利型法人	収益事業により生じた所得に課税	収益事業に係る法人税額に課税	最低税率
	非営利型法人以外の法人	全所得に課税	全所得に係る法人税額に課税	最低税率

## ◆東京都における均等割の免除について（都税条例第 117 条の 2、第 206 条）

均等割の免除対象は、**収益事業を行わない公益社団法人・公益財団法人**に限ります。毎年 4 月 30 日までに、以下の書類を所管の都税事務所に提出してください。

- ・提出書類
  - ①法人都民税均等割申告書（第 11 号様式）
  - ②法人都民税均等割免除申請書

**※ご注意ください！**

**一般社団法人・一般財団法人は、非営利型法人であっても免除の対象となりません。**

## ◆届出について

新しい公益法人制度の開始に伴い、法人の名称や法人の区分が変更となった場合は、所管の都税事務所に「異動届出書」を提出してください。（添付書類：登記事項全部証明書、税務署に提出した届出書の写し等）

### ※旧有限責任中間法人の注意事項

- ・名称の変更の届出は、法務局での登記終了後、登記事項全部証明書を添付して提出してください。
- ・法人の区分の変更の届出は、一般社団法人の「非営利型法人」に該当することとなった場合のみ、税務署に提出した届出書の写しを添付して提出してください。

\*異動届出書は、主税局ホームページ (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>) よりダウンロードしてください。

### ○関連ホームページ

- \* 国・都道府県公式 公益法人行政総合情報サイト 公益法人 information
- \* 国税局ホームページ 新たな公益法人関係税制の手引

### ○法人事業税・都民税及び特別法人事業税（地方法人特別税）のご申告についてのお問い合わせ先

- \* 所管都税事務所の法人事業税班
- \* 主税局 課税部法人課税指導課 法人事業税班（TEL 03-5388-2963）